

官民連携手法とは、広義には「公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法」を幅広くとらえた概念とされますが、今回事業では「（国土交通省所管の）公共施設等の整備や維持管理・運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、同一水準のサービスをより安く或いは同一価格でより上質のサービスを行う事業手法」と定義し、以下のいずれかの類型に該当する先導的な事業の導入検討を対象としています。
（注意）先導性のある検討事項例を記載していますが、これらに限るものではありません。個別提案の先導性については、第三者委員会に諮り、判断することとなります。

<類型Ⅰ 公共施設等運営事業型>

○PFI法に基づく公共施設等運営権を活用した事業に関する検討。

<類型Ⅱ 収益施設併設・活用法>

○公共施設等の整備・運営に併せて、公共施設等の一部や未利用部分（余剰・未利用資産）、副産物（未利用資源）等を活用し、民間事業者が行う収益事業に関する検討。ただし、公共主体との関係性に留意した検討であること。

（例1）民間事業者が得た収益等を、公共施設等のサービス向上等に還元（プロフィットシェアリングなど）する検討。

（例2）民間事業者の創意工夫（有価の副産物を新たに産み出す等）を引き出すための、官民対話・民間提案に関する検討。

（注意）民間事業者が行う事業そのものに関する検討（導入可能性調査、市場調査等）のみの提案は、対象外。

<類型Ⅲ 公的不動産利活用法>

○公共主体と民間事業者が連携して、既存の公共施設や土地等の公的不動産を戦略的・効率的に利活用する事業に関する検討。ただし、公共施設等総合管理計画（平成26年4月22日総務省通知）の検討状況を踏まえつつ、公共主体との関係性に留意した検討であること。

（例1）公的不動産の利活用に係る民間からの自由な提案を募り、企画段階から民間事業者や住民等が関与することにより、地域の「価値」や住民満足度をより高め、公共の財政負担を最小限に抑えつつ、公共目的を最大限達成するための検討。

（例2）公共施設・事業の集約化・再配置を促進し、コンパクトシティや小さな拠点の形成を図る取組みに関する検討。

<類型Ⅳ エリア開発推進型>

○「複数の施設」や「核となる施設とその周辺地域」（民間施設や民有地を含む）の整備・運営等を、公共主体と民間事業者が一体的なコンセプトの下で推進し、地域の魅力向上を図る事業に関する検討。施設単体と比して事業化を容易にしたり、事業の効果・価値が一体的に高められる。

（例1）民間事業者の創意工夫（民間施設や民有地との一体的な整備・運営等）を引き出すための、官民対話・民間提案に関する検討。

（例2）公共と民間事業者が一体的なコンセプトの下で事業を進めるための体制（SPC組成への条件付与、まちづくり会社等）に関する検討。

<類型Ⅴ 包括マネジメント型>

○複数の業務を包括して民間事業者に一括して委託等することで、公共施設の整備や維持管理・運営等の効率的なマネジメントを企図する事業に関する検討。
なお包括マネジメントの主な要素としては、包括化（業務の大括り化）のほか、性能規定や複数年契約などが考えられる。

（例1）複数の公共施設（例えば上下水道等）の維持管理・運営等の業務を横断的に見直し、包括化する取組みに関する検討。

（例2）包括マネジメントから公共施設等運営事業（上述類型Ⅰ）への段階的な移行を目指したロードマップの策定等に関する検討。

<類型Ⅵ 官民連携インフラファンド活用法>

○PFI事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンド（株）民間資金等活用事業推進機構等による資金調達を想定する事業に関する検討。

対象となる事業は、PFI事業のうち、利用料金収入等で費用を回収するPFI事業（公共施設等運営事業を含む）となる。

（注意）詳細については、別添資料3参照。

<類型Ⅶ その他の先導的事業>

○これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業。

（例1）住民や地元企業、地方銀行によるPPP/PFI事業への出資スキーム、及び出資者による事業監視に関する検討。

（例2）複数の地方公共団体等の連携によるPPP/PFI案件の形成に係る検討。 など